

「遠軽信用金庫 通帳アプリ口座」に関する特約

・「遠軽信用金庫 通帳アプリ口座」のお取引については、本規定のほか、別に定める「普通預金規定【個人用】」、「決済用預金（普通預金無利息型）規定【個人用】」、「定期性総合口座取引規定」によりお取扱いいたします。

遠軽信用金庫

(2021年6月18日公表)

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「遠軽信用金庫 通帳アプリ口座」(以下「通帳レス口座」といいます。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」といいます。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ① 普通預金規定【個人用】
 - ② 決済用預金(普通預金無利息型)規定【個人用】
 - ③ 定期性総合口座取引規定

2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客様を対象とし、通帳の発行に代えて「通帳アプリ口座」の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」といいます。)のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および「通帳アプリ口座」へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただけます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引(振替入金、定期入金等)はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、「通帳アプリ口座」によりご確認ください。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (有通帳口座から通帳レス口座への切り替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切り替えは、「通帳アプリ口座」により切り替えることができるものとします。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切り替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切り替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切り替え時点で通帳に記載されていない入出金明細は、通帳に記載しません。当該入出金明細は、切り替え日の翌々日から、「通帳アプリ口座」で確認することができます。なお、切り替え前に通帳に記載されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。
- (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切り替えた当日以降の入出金明細は、「通帳アプリ口座」で確認ができます。

6. (通帳レス口座から有通帳口座への切り替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切り替えることができるものとします。
- (2) 通帳レス口座を「通帳アプリ口座」から削除した場合、または各種事情により同サービスをご利用できない場合は、有通帳口座への切り替えが必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切り替えた時点以降の入出金明細を記載します。
- (4) 切り替えに係る通帳発行手数料は、無料とします。

7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または「通帳アプリ口座」における有効な口座情報の提示および正当な権限を有することを確認するための本人確認書類が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または「通帳アプリ口座」における有効な口座情報の提示および正当な権限を有することを確認するための本人確認書類が必要です。
- (2) 前項の当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求める場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

9. (「通帳アプリ口座」による定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 「通帳アプリ口座」により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約および預入については、「通帳アプリ口座」に通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」といいます。）とする場合に受け付けます。
- (2) 「通帳アプリ口座」にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。
- (3) 「通帳アプリ口座」における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替えます。
- (4) 定期預金の預入・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

10. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または「通帳アプリ口座」における有効な口座情報の提示および正当な権限を有することを確認するための本人確認書類が必要です。
- (2) 通帳レス口座を解約した時点で、「通帳アプリ口座」では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

11. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021年7月1日現在)